

# 第8回延岡市農業委員会会議録

(令和3年2月26日)

1. 開催日時 令和3年2月26日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5	緒方武彦	6	林早苗
7	松田純二	8	大戸孝一	9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14	松下康廣	15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19	佐藤純子				

4. 欠席委員 0名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 20名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
				3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉			15	甲斐詳三
16	木村俊一	17	田口誠	18	松原学
19	小野厚文	20	矢野政治	21	赤木常信
22	黒田五司	23	甲斐信良		

## 6. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 50 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について  
議案第 51 号 農地法第3条 賃借権の設定について  
議案第 52 号 農地法第3条 所有権の移転について  
議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について (所有権)  
議案第 54 号 農地法第5条の許可申請について  
議案第 55 号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて  
議案第 56 号 非農地証明願いについて  
議案第 57 号 農地あっせん委員の指名について
- 報告第 29 号 農地法第4条の届出について  
報告第 30 号 農地法第5条の届出について  
報告第 31 号 農地法第18条第6項の通知について  
報告第 32 号 農地法第3条の3第1項の届出について

その他

## 7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	甲 斐 啓 二	農政係長	竹 内 祐 子
主任主事	永 友 孝 生	主任主事	興 梶 康 大	主 事	永 倉 由 貴
囑託職員	中 田 慎 弓	北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一
北川産業建設課 副総括主任	茂 世津代				

## 8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
会長	皆さん、おはようございます。 (会長挨拶省略) それでは、ただ今から第8回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 19 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項並びに延岡市農業委員会規則第 11 条の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号 9 番 高橋正二委員と委員番号 12 番 星川千鶴代委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 50 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定についてから議案第 57 号 農地あっせん委員の指名についてまで、議案 8 件、報告案件 4 件となっています。議案書の確認をお願い致します。 それでは、議案第 50 号 農地法第 3 条 使用貸借権の設定について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原田委員	委員番号 18 番の原田です。整理番号 1 番についてご説明致します。農地の所在は無鹿町で田 2 筆の計 2,022 m <sup>2</sup> です。貸人は別府町の方で、借人は無鹿町の方です。借人の経営状況は 37,886 m <sup>2</sup> で、労力人は 5 人。今回 5 年間の使用貸借権の設定となっております。 2 月 25 日に梅田推進委員と共に現地調査を行いました。申請地は 2 筆とも田として耕作されていたようで、地域との調和要件についても問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 1 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、原田委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。  何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

片伯部委員	<p>続きまして、議案第 51 号 農地法第 3 条 賃借権の設定について提案致します。整理番号 1 番及び 2 番について、委員番号 17 番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号 17 番の片伯部です。整理番号 1 番及び 2 番についてご説明致します。農地の所在は共に別府町で 2 件合わせますと、田が 2 筆の 2,004 m<sup>2</sup>です。貸人は、出北と伊達町の方で、借人は柚の木田町の法人となっています。</p> <p>2 月 22 日に、法人の従業員立会いの下、横山推進委員と共に現地調査を行いました。周囲は水稻地帯で、ヒノヒカリを作付けするとのことで、地域との調和要件については問題無いと判断しました。</p> <p>皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第 3 条調査書の 2 ページから 3 ページをご覧ください。調査書の農地法第 3 条第 2 項第 1 号から第 6 号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第 7 号につきましては、ただ今、片伯部委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議 長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 52 号 農地法第 3 条 所有権の移転について提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 2 番 井本みつよ委員より説明をお願い致します。</p>
井本委員	<p>委員番号 2 番の井本です。整理番号 1 番についてご説明致します。農地の所在は、北川町川内名で、畑 3 筆の計 630 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に北川町川内名の方で、譲受人の経営状況は 3,214 m<sup>2</sup>で労力人は 3 人。申請理由は農地の有効活用となっています。</p> <p>2 月 21 日に矢野推進委員、譲受人夫妻と現地調査を行いました。申請地は譲受人宅に接しており、これまでも譲受人が耕作してきたとのことでした。地域との調和要件についても何も問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号 2 番及び 3 番について、委員番号 3 番 松田宗史委員より説明をお願い致します。
松田 (宗) 委 員	<p>委員番号 3 番の松田です。整理番号 2 番についてご説明します。農地の所在は舞野町で畑が 1 筆の 295 m<sup>2</sup>です。譲渡人、譲受人共に舞野町の方で、譲受人の経営状況は 3,357 m<sup>2</sup>。労力人は 2 人です。</p> <p>2 月 22 日に松田推進委員と現地調査を行いました。申請地は栗が植えられておりましたが、所有権移転後は伐根し、畑として活用したいとのことでした。地域との調和要件に</p>

	<p>についても問題ありませんでした。</p> <p>引き続き、整理番号3番についてご説明します。農地の所在は舞野町で田が1筆の923㎡です。譲渡人は浜町の方で、譲受人は舞野町の方です。譲渡人は病気のため、田の耕作ができなくなってしまう、申請地の隣の田で耕作する譲受人に所有権を移転することになったようです。</p> <p>こちらも2月22日に現地調査を松田推進委員と行い、地域との調和要件については問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号4番から6番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。
牧野委員	<p>委員番号4番の牧野です。整理番号4番と5番につきましては譲受人が同一のため、合わせてご説明します。農地の所在は下三輪町で畑が2筆の1,288㎡です。譲渡人は下三輪町の方と熊本県の方で、譲受人は下三輪町の方です。</p> <p>2月22日に甲斐(秀)推進委員と現地調査を行いました。議案書に記載されている申請地の地番を見て頂ければ分かりますが、地番が近くにあり、譲受人の所有する農地と合わせれば4枚の畑を1枚にして使用することができます。地域との調和要件については何も問題ありませんでした。</p> <p>引き続き整理番号6番についてです。農地の所在は小野町で田が2筆の1,681㎡です。譲渡人、譲受人共に小野町の方で、申請理由は経営規模拡大です。</p> <p>こちらも2月22日に、甲斐(秀)推進委員と現地調査を行いました。申請地は20～30年程、譲受人が耕作しており、地域との調和要件については問題無いと判断しました。</p> <p>以上、3件について皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号7番について、委員番号16番 花畑志良一委員より説明をお願い致します。
花畑委員	<p>委員番号16番の花畑です。整理番号7番についてご説明します。農地の所在は、北方町早日渡で、畑が1筆の1,892㎡です。譲渡人、譲受人共に北方町の方で、親子になります。</p> <p>2月22日に木村推進委員と現地調査を行いました。申請地は自宅のすぐ近くにあり、シキミや栗が植えられていました。地域との調和要件についても問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、整理番号8番について、委員番号19番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。
佐藤委員	<p>委員番号19番の佐藤です。整理番号19番について説明します。農地の所在は小峯町で田が1筆の1,153㎡です。譲渡人は栃木県の方で、譲受人は小峰町の方です。双方は親戚関係になります。</p> <p>2月20日に黒田(啓)推進委員と現地調査を行いました。譲渡人は農地を相続しましたが、県外に居住しており、親戚である譲受人に農地をお願いすることになったようです。地域との調和要件については問題無いと判断しましたので、皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事 務 局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調

	<p>査書の4ページから11ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第53号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は所有権移転分です。なお、整理番号2番及び3番につきましては、委員番号17番 片伯部芳徳委員と関連がございますので、片伯部委員の退席後の審議とします。それでは整理番号1番について事務局より説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第53号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分の整理番号1番についてご説明致します。議案書は9ページになります。</p> <p>農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は小川町の畑1筆、1,000㎡の所有権移転となっております。譲受人は畜産業を営んでいる認定農業者で、今回取得する農地は牧草を作付けする計画となっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、整理番号2番及び3番について審議致します。片伯部委員の退席をお願い致します。</p> <p>(片伯部委員退席)</p> <p>それでは整理番号2番及び3番について事務局より説明をお願い致します。</p>

事務局	<p>はい。それでは議案第 53 号 農用地利用集積計画の決定について、所有権移転分の整理番号 2 番及び 3 番についてご説明致します。議案書は 9 ページになります。</p> <p>農地の譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、農地は二ツ島町の畑、3 筆、507 m<sup>2</sup>の所有権移転となっております。譲受人は水稻を中心とした認定農業者ですが、今回取得する農地は所有農地の隣接農地であり、一体的な利用により経営規模拡大する計画となっております。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。片伯部委員の入室をお願い致します。</p> <p>(片伯部委員入室)</p> <p>続きまして、議案第 54 号 農地法第 5 条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは、整理番号 1 番について、委員番号 3 番、松田宗史委員より説明をお願い致します。</p>
松田(宗)委員	<p>委員番号 3 番の松田です。整理番号 1 番についてご説明致します。農地の所在は岡元町で、譲渡人は計 10 名です。畑 16 筆、合計 9,464 m<sup>2</sup>の転用となります。譲受人は岡元町の社会福祉法人で、申請理由は特別養護老人ホームの建設です。</p> <p>2 月 22 日に事務局、県担当者、酒井推進委員、建築設計事務所の方等、計 10 名で現地確認を行いました。周囲に農地も無く、特段問題は無いと判断したところです。詳細につきましてはこの後、事務局から説明があります。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	事務局お願いします。
事務局	<p>議案書の 13 ページの位置図をご覧ください。図面の右下に本件の申請を行う社会福祉法人の施設がありますが、昭和 57 年に建設され老朽化が進んでおりました。施設を新設するにあたり、入所者 100 名以上を移動させることは不可能であるため、既存施設を解体せずに、新たな施設を建設することが必要です。新施設完成後、旧施設は解体し、入所者用のリハビリ施設となるとのことです。また、当該施設は洪水時の指定緊急避難場所にもなっているため、一時避難所としても活用していくとのことでした。事務局からの補足説明は以上となります。</p>
議長	次に、整理番号 2 番について、委員番号 19 番 佐藤純子委員より説明をお願い致します。



佐藤委員	<p>委員番号 19 番の佐藤です。整理番号 2 番についてご説明します。所在は小峯町で田 1 筆の 95 m<sup>2</sup>です。譲渡人は千葉県の方で、譲受人は西階町で土木工事業を営んでいます。申請理由は資材置場となっています。</p> <p>2 月 22 日に黒田（啓）推進委員、県担当者、事務局、譲受人で現地調査を行いました。13 ページの位置図をご覧ください。斜線部分が申請地で、小屋が建てられていました。小屋と申請地南側の住宅を解体し、資材置場として一体化して使用する計画です。申請地の北側は現況、山林となっており、隣接する農地も無いため、問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事務局	<p>はい。農地区分につきましてご説明致します。整理番号 1 番及び 2 番につきましては、第 2 種農地となっています。第 2 種農地の転用につきましては、付近に第 3 種農地が無い場合など、原則許可となるため立地基準に問題ないと判断致しました。</p> <p>次に一般基準の判断ですが、整理番号 1 番につきましては、申請地の周辺には農地は殆ど無く周辺農地への営農の影響は無いと判断しました。</p> <p>また、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、支障なしとの判断がなされており、転用の実効性や資力、転用の計画は妥当であると判断し許可相当と判断致しました。</p> <p>なお、この案件は転用面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えますので、県の常設審議委員会への諮問が必要となります。</p> <p>次に整理番号 2 番につきましては、既に宅地への転用済みとなっており、追認申請ですが始末書なども提出されており、周辺農地への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
事務局	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委員	異議なし。
議長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第 55 号 耕作放棄地に係る農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて提案致します。</p> <p>提案内容につきまして、委員番号 5 番 緒方武彦委員より説明をお願いします。</p>
緒方委員	<p>委員番号 5 番の緒方です。議案第 55 号についてご説明します。所在は北方町うそ越で、畑 5 筆の計 1,628 m<sup>2</sup>です。所有者は 1 筆、未相続農地がございますが、3 名の方です。</p> <p>2 月 9 日に菊池委員、甲斐（正）推進委員、事務局立会いで現地調査を行いました。申請地は何十年も耕作放棄されており、山林となっていました。隣接する農地も無く、一団の農地とは完全に分断されている状態で、農地として利用することは不可能であると判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議長	次に事務局から補足説明等があればお願い致します。
事務局	本日、個別に配布しております A 3 版の図面をご覧ください。①、②と記載されている農地は農振青地の農地になります。青地の農地を非農地証明することはできませんが、行政

<p>議 長</p>	<p>が荒廃農地調査の結果を踏まえ、面的に非農地判断する場合は不可能では無いこととなっています。とは言え、農業振興地域の整備に関する法律を所管する総合農政課の意見は必要とされておりますので、協議した上で今回、皆様に審議していただくことになりました。</p> <p>本件で非農地判断を行う農地は、市道により農地と隔てられており、周囲の営農に与える影響も無く、非農地判断を行っても問題無いと考えております。事務局からは以上です。</p> <p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p> <p>はい。松田委員。</p>
<p>松田（純） 委 員</p>	<p>はい。非農地判断と非農地証明願いの違いについては理解できましたが、非農地判断はどのような手順を経て審議されるのでしょうか。申立ては誰でも可能でしょうか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>非農地判断につきましては、皆様に行って頂いている荒廃農地調査を下に判断していくこととされています。まず、荒廃農地調査でB分類と判断された農地について、運用上、農業委員会は非農地判断を行うこととされています。</p> <p>しかし、実際は簡単に非農地判断を行うことはできません。周辺農地の耕作状況や、農振法の区域内に該当しないか確認する必要があります。今回の審議案件についても、農振法の除外が可能か、総合農政課と協議し、面的な農振の除外が可能との判断に至った上で審議するに至りました。</p> <p>それらの他法令の要件をクリアできる土地について、農業委員、推進委員、事務局で現地を確認をして、非農地判断を行っていく流れとなります。</p> <p>なお、本件につきましては、以前より土地所有者の内1名から、相談を受けており、今回非農地判断まで辿り着いた案件となります。</p>
<p>松田（純） 委 員</p>	<p>私共、委員や推進委員から相談した場合でも、非農地判断できる可能性はあると考えてよろしいですか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい。条件をクリアしていれば可能です。</p>
<p>議 長</p>	<p>他にございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
<p>委 員</p>	<p>(挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、議案第 56 号 非農地証明願いについて提案致します。整理番号 1 番について、委員番号 12 番 星川千鶴代委員より説明をお願いします。</p>
<p>星川委員</p>	<p>委員番号 12 番の星川です。整理番号 1 番についてご説明します。所在は北浦町三川内で、田が 1 筆の 591 m<sup>2</sup>です。申請人は野地町の方で、現況は原野となっています。10 年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用する事が困難な土地であるため、今回申請となりました。</p>

	<p>2月21日に、私、小野推進委員、大戸委員、申請人で現地調査を行いました。申請地は河川沿いで、道路より1段低い場所に位置し、竹が生茂り原野化していました。非農地として取り扱って問題無いと判断しました。皆様のご審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p>
委 員	<p>続きまして、議案第57号 農地あっせん委員の指名について提案致します。今回は出北3丁目の農地3筆の売却または貸付となっております。</p> <p>今回のあっせん委員の指名につきましては、事務局と協議した結果、委員番号17番 片伯部芳徳委員と横山博章農地利用最適化推進委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
片伯部委員	<p>異議はありませんが、よろしいでしょうか。今回の申出は売りたい又は貸したいとこのことですが、地域毎の賃借料の目安となる指標はございますか。</p>
事 務 局	<p>基本的な考え方として、所有権移転も賃借権の設定も個人間での資産の運用にあたりますので、行政側から対価の設定が間違っている旨を指摘することはございません。事務局に対して相談があった場合については、双方間で合意頂ける価格設定をお願いしているところでございます。</p> <p>賃借料の指標というものでしたら、中間管理権が設定されている農地についてが、地域毎の指標になるかと思われます。</p>
片伯部委員	<p>その価格についてとりまとめた一覧のようなものはないでしょうか。</p>
事 務 局	<p>所有権移転につきましては、以前もお話しさせて頂きましたが、過去数年分の取引価格を一覧にした資料は作成しております。</p> <p>しかし、近年の農地の取引については、親族間や、隣接者への所有権移転と言ったように、特別な価格設定がされた農地も多く、地区毎に分類すると、明白に適正な平均値とは言い難い数値も出ております。</p> <p>これらの情報を委員や推進委員の皆様にお示しできるものか、事務局として判断しかねておりますので、検討する時間を少し頂きたいと思っております。</p>
片伯部委員	<p>引き続き検討をお願いします。</p>
横 山 推 進 委 員	<p>今回のあっせん対象農地について、過去の賃借料の設定金額が分かるようでしたら教えて頂けませんか。</p>
事 務 局	<p>確認してお伝えさせていただきます。</p>

議 長	他にございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、指名された委員の方はよろしくお願い致します。 以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項についてご説明致します。はじめに報告第 29 号 農地法第 4 条の届出についてご説明致します。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 25 ページに記載しておりますが、2 件の届出があり、田が 1 筆の 325 m<sup>2</sup>、畑が 1 筆の 99 m<sup>2</sup>、合計 2 筆の 424 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に報告第 30 号 農地法第 5 条の届出についてご説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用です。</p> <p>議案書の 27 ページから 28 ページに記載しております。全部で 11 件の届出があり、田が 11 筆の 6,153 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 428 m<sup>2</sup>、合計 13 筆の 6,581 m<sup>2</sup>の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の通知についてご説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。</p> <p>議案書の 30 ページに記載しております。全部で 3 件の届出があり、田が 4 筆の 3,437 m<sup>2</sup>の合意解約となっております。</p> <p>最後に、報告第 32 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の届出についてご説明致します。この報告は相続により農地の権利を取得した届出です。</p> <p>議案書の 32 ページから 34 ページに記載しております。全部で 4 件の届出があり、田が 29 筆の 18,162 m<sup>2</sup>、畑が 18 筆の 8,264 m<sup>2</sup>、合計 47 筆の 26,426 m<sup>2</sup>となっております。</p> <p>この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。それでは、以上を持ちまして第 8 回 定例農業委員会のすべてを終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      甲 斐 壽 徳

9 番      高 橋 正 二

12 番      星 川 千鶴代